

○東伊豆町後援等に関する要綱

(平成 29 年 2 月 14 日要綱第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、各種団体等が行う公共性の高い事業に対し、東伊豆町(以下「町」という。)が行う後援、協力、賛助(以下「後援等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 後援等を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公共の福祉の向上又は産業の振興に寄与する事業
- (2) 営利を主たる目的としない事業
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でない事業
- (4) 広く市民一般を対象とする事業
- (5) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのない事業

(対象団体)

第 3 条 前条に規定する事業の後援等を行う場合の団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体その他公共的活動を行う団体で、規約、事務局、役員、組織、活動内容等が整備されているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に町長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、使用者が東伊豆町暴力団排除条例(平成 23 年東伊豆町条例第 9 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等であるときは、後援等の対象としない。

(町の援助)

第 4 条 後援等を行うときは、原則として財政的援助、物的援助、人的援助その他直接事業に対する援助は行わない。ただし、町長が特に必要と認める事業については、この限りでない。

(申請)

第 5 条 後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、東伊豆町後援等申請書(様式第 1 号)に、事業計画書その他必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、後援等の承認を決定したのものに対しては東伊豆町後援等承認決定通知書(様式第 2 号)により、後援等の不承認を決定したものに対

しては東伊豆町後援等不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の届出及び取消し)

第7条 後援等の許可を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出て、承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、若しくは内容に著しい変更がある場合、第3条第2項に該当する場合又は承認の内容に反する事項があった場合は、後援を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第8条 後援等を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告書(様式第4号)に関係資料を添えて、町長に報告しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

東伊豆町後援等申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

東伊豆町後援等承認決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

東伊豆町後援等不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

事業報告書

[別紙参照]